

0418
169

市政調査資料 第貳號

小額信用制度の研究

法財人團 東京市政調査會

小額信用制度の研究 目次



緒論 細民と信用制度

細民の信用制度——質屋利用者——東京の質屋業態——細民の質屋利用率——細民の質屋利用目的——
利率——利率各國比較——本編の梗概

第一節 小額信用制度の發達及び現況

イ モン・ド・ピエテ.....

ロ 自耳義——佛蘭西——伊太利——西班牙

ハ 公營質屋業.....

カ 獨逸——奧洪國——和蘭

ハ 法人組織の制度.....

メ 米國.....

附 英國の私營質屋業.....

第二節 紐育救濟貸付協会

協会設立の起原——役員及び出資者 現業事務理事 業務の發展 營業施設 財政 利率
擔保品 期限 流質競賣 營業狀態 協會の目的 協會の成績

第三節 モーリス案産業銀行

小額信用制度の必要——モーリス案の成績——モーリスの生立ち——モーリス案銀行の動機——モーリスの原理
ノーフォーク忠信貯蓄信託會社の創設——創業當時 或る小學校女教員の話——設立初年——連帶保證制度
ホワイト氏との會見——アトランタ貸付貯蓄會社——その後の發達——紐育モーリス案銀行の創立——紐育に
於ける成績——保險及び小賣引受 人間味ある貸付 或る窮夫の話 或る商科學生の話 或る南部の
小商人の話——不具者の成功した話——銀行の頑取に金を貸した話——或る黒奴の話——未決監から救出した話
理想的の得意客

小額信用制度の研究

緒論 細民と信用制度

學術的に言へば「信用」の問題、通俗に言へば「金の融通」の問題は現代經濟組織の大動脈をなすものである。従つて大資產家、大商業家、大工業家のためには、それぞれ各種の銀行があつて、その信用組織を掌つて居る。素よりこれ等の銀行組織にも、幾多の缺陷、幾多の改革をする點はあるであらう。しかしこゝに最も同情しなければならないのは、その完備せる銀行制度を利用すること能はざる月給生活者、賃銀労働者、及び細民である。

彼等のために、幾許の信用組織があるか。第一に高利貸があり、第二に質屋があり、その他賴母子、無盡講がある。しかしその最も主要なる機關が質屋であることは言ふまでもない。質屋こそは、これ等細民及び小中流庶民の金融機關となつて居るのである。

東京市の
質屋業態

東京市の細民數は約七萬と稱せられて居る。素よりこれは絶對的貧乏線以下に位する人々で、所謂中流階級にあつて、しかも銀行制度を利用することの出來ない人々をこれに加算すれば、その數は夥しきに上るに相違ない。惜むらくはこれを推定するに足る統計表を缺くから、それが果して人口の幾割を占むるかは、斷定することは出來ないけれども、少くとも半數以上はこの類であらうと想像される。假に人口の半數を以て、銀行制度より絶縁されたる人々として、事實は半數以上であらうけれども論を進める。

東京市統計表に依れば、大正八年に於ける質屋及び質物の現勢次の如し

貸 出 口 数	金 額	平 均 金 額
七、五七三、四〇六	三八、三四八、五八一	五、〇六
七、三二四、一八四	三三、一四四、二五二	四、五五
四三〇、五三三	一、二三〇、七五四	二、八八
二、五〇一、七一六	九、六〇二、四七三	三、八八
質 屋 數	一、二六一	

即ち貸出口數は七百五十萬口、金額三千八百萬圓に上る。これを大正八年に於ける東京市全戸數六二二、〇三六の半數三一一、〇一八を以て、質屋利用世帯なりと假定せば、一戸一年に二十四回強、即ち月二回強の割にて質屋を利用するものにして、一戸當金額は百二十三圓強となる。以て質屋業が如何に中流以下の人々につて、盛に利用されつゝあるかを見るに足るものがある。

加ふるに質屋を利用する人々が、この人口の半數たる中流以下の人々の間に、萬遍なく行亘つて居るのではなくて、その主要顧客が細民階級にあることは、種々の點から推斷することが出来る。

第一は、平均貸出金額の異常に小額なることである。平均貸出金額は、五圓六錢小強に過ぎぬ。生活に稍々安全を得たる細民以上の人々が、五圓位の金融のために、社會的に不體裁とされて居る質屋の納廩を、屢々潜るものとは思はれない。

第二に、貸出口數の大部分が、五圓未満の貸出であることである。東京市社會局の調に依れば、大正五年に於ける貸出口數八百二十七萬の内、八割二分二厘迄は、五圓未満の貸出である（東京市社會局叢書參、『東京市内細民の入質に關する調査』）。

(参照)

第三に受戻と流質との平均金額が、共に入質平均金額よりも、著しく下位にあることである。入質平均金額五圓六錢に對し、受戻平均金額は四圓五十五錢、流質平均金額二圓八十八錢となつて居る。これは細民の小額借入が(頻繁に又短小期限に行はれ、且つ資力缺乏の結果、流質に至るもの)、細民に多いことを裏書するものである。

もし質屋を利用する人々が、七萬の細民を中心とするものとすれば、質屋業改善に依る對細民社會政策の意義は、益々重要を加ふるものと言はねばならない。假に上述の東京市社會局の調に依つて、質屋の貸出口數の八割二分二厘、貸出金額の四割五分五厘を以て、細民の質屋利用率と想定するならば、そして細民の人口を七萬と假定するならば、細民は大正八年に於て、一人に付年には十九回、月に七回半、四日(一箇月)に一回の割にて質屋を利用し、その融通金額は、約二百五十圓となる。素よりこの計算の基礎たる數字もその方法も不確實ではあるが、以て大勢を見るには足る。かくの如き利用率の多大なる細民機關に就ては、細心なる注意を以てする社會政策的施設を要するは、言を俟たないところである。

加ふるに、貸出平均金額の小額であるといふこと、殊に小額貸出が貸出口數の八割以上を占めるといふことは、他方に於て、質屋より融通されたる金の大部分が、資本化しないといふ事實を物語るものである。小商人の事業上の必要に用ゐられることは、その例甚だ稀であつて、多くは細民の糊口の資に供せられるといふことである。質屋を利用するものは、その日の生活に窮したる細民が、已むを得ずして賴る手段であつて、合理的なる小資本の融通機關として、これを利用するものではない。もしあつてもその例は渺少であるといふことである。

理論から考へても、合理的なる小資本の融通機關としては、現在の質屋の利率は餘りに高率である。質屋取締法第九條に依れば、その制限利率は、

利 率	的 屋 利 用 日 (細民の質)
貸金二十五錢以下	一箇月 一 錢
貸金一圓以下	一箇月 四 分
貸金五圓以下	一箇月 三 分
貸金十圓以下	一箇月 二分五厘

である。この高率では、生産資本の融通機關としては、到底利用出来るものではない。東京市内に於ては、十七箇の質屋同業組合があるが、十圓以下に就ては、その貸金の利率を、右の制限の最高限まで上げて居る。拾圓以上に就ては、質屋取締法にも同業組合規約にも、別に定めはないが、實際に於ては、百圓に付年二割四分を徵して居る。即ち現在の實際の質屋利率は、年二割四分乃至四割八分である。しかも貸出の大部分は、主として小額であつて、最高四割八分を徵せられる。加ふるに利率が月計算であるために、一日二日の入質と雖も、或は質物の入換、一部受戻と雖も、全部一箇月の利子を徵せられるのであるから、月に七度も八度も入質受戻、入換一部受戻をなす細民にあつては、事實に於ては、年十割、二十割の利率に達することも珍らしくない。これを利息制限法の保護を蒙れる中流以上の人々と比するに、金融上の利不利益は、詳論すべく餘りに明白である。

これが質屋業に對する社會施設の、社會政策上重大なる意義を有する所以であつて、歐米に於て早くより小額信用制度に關する研究が進歩し、實際の施設としても顯著なる發達をなせる所以である。

比較各國

今質屋の貸出利率を、各國別にして比較すれば、左の通りである。

日 本(私營主義)	二四	パーセント
英 國(私營主義)	四	九 <small>(他に若干の手 数料を徴す)</small>
米 國(私營主義)	三〇	三六
佛 國(公營主義)	三	七
伊 國(公營主義)	五	一〇
白耳 義(公營主義)	六	一六
獨 國(公私混合主義)(公營)	一二	一二
(私營)	一一	一二四

右の表にて見る如く、質屋の貸出利率の高率なことで日本と匹敵するものは、僅かに米國あるのみである。これ米國に於て最近に至り、小額信用制度の他の方法が急に發達し來り、社會上の一勢力となれる所以であつて、本篇も亦主として、その研究の一資料として、米國に於ける新式施設の二典型を紹介することを主たる目的とするものである。

二節はこれを紐育救濟貸付協会の現況に充て、第三節にモーリス案を紹介することとした。第二節は該協会第二十五週年の記念報告の翻譯であり、第三節は「アメリカン・マガジン」所載記事の翻譯轉載である。

本篇がこの問題に就ての完備的研究にあらざるは言ふを俟たない。唯その一資料として、何かの役に立つことがあらば満足の至である。

第一節 小額信用制度の發達及び現況

小額貸出の方法としては、何れの國に於ても私營の質屋業が勢力を占めて居た。しかもその弊害は夙くから社會の認むるところとなり、特に歐米諸國に於ては、一方は宗教的慈善團體に依り、他方は國家その他の公共團體に依つて、各種の改造企劃が試みられた。

その改造企劃は、地方の状況と必要とに依つて、甚だ多岐に亘つて居るが、これを大體に觀察すればモン・ド・ピエテ式と、公營質屋業式と、法人組織のものとの三つに分類することが出来る。

イ モン・ド・ピエテ

モン・ド・ピエテ(Mont de Piété)といふのは、十五世紀の頃、伊太利に起つたものである。當時金貸業及び質屋業は、殆ど全部猶太人の掌握するところとなり、中流以下の庶民のそのために困しめらるゝもの數なく、モン・ド・ピエテといふのは、實に質屋業者の暴利を抑制して、貧民を救濟せんとする、宗教的慈善事業として發生したものである。その意圖が慈善事業にあることは、その語原(Monte di Pietà)慈善基金の示す通りである。現在に於ては、ラテン・ローマ・カトリック教國は、殆ど總てこの方法に依つて居る。

白耳義

モン・ド・ピエテは伊太利に發祥したものであるが、この制度が最も早く發達したのは白耳義である。先づ一五三四、或る牧師の主唱により、僅かの額の寄附を仰いで、イーブル(Ypres)に出來たのが初めて、一五七二年にはブリュージュ(Bruges)に、一六〇七年にはリューリク(Lille)に、一六一五年にはブルッセルに、一六二〇年にはアントワープに、それぞれモン・ド・ピエテが創設された。この制度はその後忽ちにして白耳義全國に擴がり、今日に於ては、總て國家の監督の下に質屋業を行つ

て居る。

白耳義の質局は總て市營とし、經營に當る幹部は、地方自治體の任命に係る。幹部は五名より成り、内一名は『慈善局』(Bureau de Bienfaisance)、一名は『養育局』(Administration des Hospices)の委員たることを要する。

一八四八年の法律に依つて、總ての重要事項、即ち利子額及び利率、給料、豫算決算の公表等は、地方自治體の監督の下に置かれることとなつた。

憲法の規定に依つて、モン・ド・ビエテの營業利益は、經營費を控除したる剩餘を、第一に借入基金の償還、第二に貧民に對する無利息貸出用の基金の積立、最後に慈善團體に對する無利息貸出用の基金の積立に充つることとなつて居る。

貸出利率は、年四分乃至一割六分である。ゲント(Ghent)に於ては、年四分の最小限利率に對して、貸出の際二分、償却の際一分の手數料を課す。尤も右の手數料は、雙方とも最大限度一法と定めてある。ブラッセルに於ける利率は六分である。ナムール(Namur)は一割乃至一割六分である。アントワーヌ、ブラッセルの質屋の如き、十法以下の貸出に對しては利子を課さない。貸出金額は、擔保品價格の二分

の二から四分の三位である。

役員は皆高額の保證金を收めなくてはならぬことになつて居る。理事は四萬法、幹事は二萬法、會計は一萬法である。

一八九五年、白耳義に於けるモン・ド・ビエテの營業狀態は次の通りである。

擔保品	箇 數	貸出金額	平均貸出額
受戻品	八九一、七五六	二、一三五、三七八	二、三九
流質品	八四五、六一七	二〇六一、八二四	二、四四
	三七、七九五	一〇〇、一五六	二、三五

一九〇六年の統計に依れば、同年度に於ける十五質局の入質口數約八十二萬口、貸出金額一千八十萬法とされて居る。

白耳義に於けるモン・ド・ビエテの純利益は、次の通である。

一八八九年 二一、二〇四・九一

一八九〇年 二一、七七六・九六

一八九五年 一二、四七七・八四

白耳義に於ては、私營の質屋業は禁止して居る。

佛蘭西 佛蘭西のモン・ド・ピエテは、大體に於て白耳義の模倣に依つて成つたものであるから、その制度は殆ど總ての點に於て、白耳義のモン・ド・ピエテと同様である。

唯一の著しい差異點は、その都市の市長が當然現職の儘でモン・ド・ピエテの頭取を兼任するといふ點である。この事實は、國家及び自治團體の、この制度に對する監督が更に一步を進めて、密接となれることを示すものである。

質札の轉賣は禁止されて居る。株券及び公債も、これを貸付擔保となすことを得る。

佛國に於けるモン・ド・ピエテの數は、支局を加へて約五六百に上り、皆一八五一年の法律に依り設立されたもので、その第一條に從ひ、『公益のために設立』されることが、なつて居る。

貸出額は通常質物評價額の六割五分乃至七割五分で、入質者に對しては、質物明細、貸出金額、流質期限を記載した受領證又は通帳を交付する。貸出金額には、巴里

市の質局を除くの外一定の最高限度を定めてある。

期限は一般に一箇年であるが、地方に依つて六箇月乃至二十二箇月の處もある。利子を支拂つて期限を延長することを許されて居る。流質品も、處分以前ならば、受戻を許される。

利率は都市に依つて多少の差異はあるが、通例年七分で、計算法は、月割、半月割、又は十日割となつて居る。

流質物は、競賣法に依り、民事裁判所の認可を経て、公定評價人がこれを爲す。賣却代金の剩餘は、入質者の請求に依つてこれを返還する。請求なきときは、二箇年乃至三箇年質局に保管したる後、これを質局の利益金中に繰込む。

入質品は通常動産に限るが、一八九一年以來、無記名有價證券に對しても貸出をなすこととなつた。但し貸出金額の割合と、一口最高貸出金額と、利率と、期限とは、各々特定されて居る。

一九〇九年度の統計に依れば、その成績は次の通りである。

受 戻 高

七〇、〇九五、七九七法

更 新 高

四四、四一五、〇五五法

十法以下の貸出點數、全數の約七割三分

入質一口平均

約三〇法

巴里市のモン・ド・ビエテは、獨り佛國のみならず、世界最大の質局と稱せられて居る。市内各區二十二の支部を設け、約三百人の吏員がその事務に當つて居る。質局は貯蓄部をも併置して居る。相當の利子で定期預金を吸收し、これを貸出資金に充てるのである。

貸出利率は年六分で、他に質物の保険料その他の費用として一步を徵して居る。預金利子は一年定期のもの三分五厘、短期のものは二分五厘乃至二分であるが、しかも預金のみで十分所要の貸出資金を得ることが出来る。

巴里の質局の特徴の一は、質物の保管の設備の完備して居ることで、倉庫の如きは、萬一火災の起つた場合には、直ちに水でその内部を充满する裝置になつて居る。質物の滅失毀損した場合には、假令不可抗力に因る場合と雖も、質局がその責に任

じ、貸出金額以上の賠償を支拂ふ。

伊太利

伊太利 伊太利に於ける質屋業は、國家の監督の下に、モン・ド・ビエテ式に據つて行はれて居る。その一八九六年に於ける施設數は五百五十五、純資本額は七一、九八六、六九八リラである。その内稍々大規模なるものは、銀行がこれを行つて居る。伊太利の質局は、金融機關たる點に於て貯金局に關する法律に、慈善事業たる點に於て慈善基金に關する法律に拘束される。新たに設立された場合には、定款を作成して、内務大臣と農工商務大臣の認可を経ることを要する。

貸出金額は、最低一口四十錢、最高四百圓に制限されて居る。期限は多く六箇月、一箇月の入質高は、一九〇三年の統計に依れば、六〇、四〇〇、〇〇〇リラに達する。

營業上の収益は、總てこれを一般慈善事業に投入すること、されて居る。

ミラノに於ける利率は、十リラ以下の貸付に對しては五朱、十リラ以上に對しては六朱で、その他登記料五朱保管料二朱を徵する。一八九六年に於ける質入高は、品數三八七、一三二點、貸付高七、九八八、三六九リラである。

羅馬のモン・ド・ビエタ銀行は、一八九八年度資本金三、五四九、五三五リラ、貸付

額一五、〇〇〇、五三三リラ、品數一、〇六六、一四六點、利率四朱乃至八朱である。支店十五を數ふ。

ボロニヤに於ける利率は七朱で、基金一、〇四一、〇五一リラ、一八九六年に於ける貸付高二、三八九、五六七リラ、品數二〇八、〇四〇點である。

西班牙 西班牙のモン・ド・ビエテは貯蓄銀行と連絡を有つて居る。モン・ド・ビエテは六朱で貸出をなし、貯蓄銀行はモン・ド・ビエテに五朱でその貸付金を融通し、預金者に四朱を支拂つて居る。かくして銀行もモン・ド・ビエテも、一朱づゝの利益を得て、これで経費を支拂ひ、更に小率の剩餘利益を以て、資本の増加をなして居るのである。

口 公 營 質 屋 業

獨逸

獨逸 獨逸に於ける質屋業は、國營、自治體營、或は國家の監督の下に於ける私營の三に分かれて居る。即ち公私並行主義である。

私營質屋は、その營業の開始に就て、官の許可を要する。資格としては、財產上の犯罪に因つて處罰されたことなきを要す。官廳は土地の狀況、需給關係を斟酌

して許否を決する。許可後に於ても、もし法令に違反したる場合、及び不當の者と認められたる場合には、營業を取消される。

貸金利率には、法律上一定の制限がある。取引は總て一定の帳簿に記載し、流質處分は必ず公の競賣に依るべきことを命じて居る。實際取引上利率は、聯邦に依つて異なるが、普魯西に於ては一割二分乃至二割四分である。

尚獨逸には、通常の質屋の外に、買戻業者、質仲介人なるものがある。前者は一定の期間内に買戻をなす権利を賣主に保留して、その動産を買取ることを業とするもので、後者は依頼人から物品を受取り、これを公私の質屋に入質して、金額は依頼人に交付し手數料を取るものである。共に私營質屋に關する法規の一部を準用される。

獨逸の公營質屋は、二方面から發達した。一は王室經營の質屋で、他は舊領地のモン・ド・ビエテである。これが交合變形して、今日の國營又は市營の質屋業を發生せしめたのである。

公營質屋業の生れた前後は、獨逸の諸都市に、市營貯蓄銀行が簇生した時代であ

つたので、質業所は多くこれから四分乃至五分の金利で資金の融通を得た。而して貯蓄銀行は、市金庫から資金を得て居たのである。又市營貯蓄銀行の設立なき處では、地方資産家の出資を仰ぎ、市がその償還を引受けた。この種の質業所は、貯蓄銀行業務を併行し、これを貸金基金に流用したのである。

市營質業所の上級管理及び監督は、市參事會員一名を委員長とする質業所委員に依つて行はれ、同委員は總て市參事會員がこれを任命する。委員長は聯邦政府が市參事會員中より任命する。質業所の事務は、同所長がこれを管理し、その下に會計吏、監査吏、評價吏、倉庫吏、小使を置く。これ等は皆市吏員の服務規定と俸給規定に從ふ。

柏林王立貸付所(Berlin Königliches Leihamt)は、獨逸帝國銀行の保護事業で、帝國銀行から必要の基金の貸付を得て居た。

公營質業は、元來營利を目的としたものではないから、必ずしも利益を望まない。損失あるときは、市金庫がこれを補充する。しかし、一八九三年中に於ける貸付高は、百二十萬弗に上り、擔保契約二十二萬點となつた。營業費と資本の利子とを支

拂つた後に、一萬弗以上の純剩餘金が残つたので、この剩餘金は、設立趣旨に基き、これを準備金として据置き、その利子を慈善事業の補助金に充てた。

國營質店の貸付利子は通常六分乃至一割二分で、これを私營質店の一割二分乃至二割四分に比すれば半額である。兩者共その貸付期限は六箇月である。但し國營質店に於ては、六箇月の猶豫期間があるに反して、私營質店の方は、四週間しかない。

貸出額は普通、家具に對しては評價額の三分の二、銀に對しては五分の四、金に對しては六分の五である。

分割辨済はこれを許す。分割辨済及び期間前の返金に對しては、利息は實際貸出額と實際貸出期間に應じて徵收する。流質物の處分は、公の競賣に附す。剩餘金は入質者に返却する。

一九〇六年の成績は次の通りである。

十大質局に就て、

總受戻口數

七一四、五三七(總入質口數)

總延期货口數

一一一、八九一(同一割三分)

總流質口數

六五、六九八(同)

七分

貸出資金及び損益金

一九〇六年度末資金

損益金

伯

林

三、九六七、四三一

損

(金額不詳)

ライブチヒ

一、一二一、五二三

益

五、三九八

ドレスデン

一、六七一、六七〇

益

二四、四一〇

ケルン

六七四、五九九

益

一二〇一〇

ドレスラウ

二六四、〇〇〇

損

七四一七

フランクフルト・アム・マイン

約六二〇、〇〇〇

損

一三、六七八

人質物品の種類は、一九〇六年、ハンブルヒ質局の統計に依れば、金細工三割六分、時計二割、衣服一割八分、下衣類一割である。公營質店を利用する人々は、最低の細民よりも、寧ろ中産階級に多い。大工及び商人が筆頭で、寡婦及び未婚婦人が第二位、日傭労働者及び工場労働者は第三位を占むるに過ぎない。

塊洪國

塊洪國 塊洪國も、一八八三年以來、獨逸と同じく、公私併行主義を探つて居る。公營質屋としては、質業所(Versatzzentrale)といふ制度がある。普通は市町村の監督の下にあるが、しかし多少は國家の監督も受けて居る。

この起原は、所謂維納帝國質業所で、他の慈善事業と同様に、單に慈善の目的のために設立されたものであつた。内務大臣が其の吏員を任命し、經營に關する重要事項は、内務大臣の認可を要することとなつて居た。然るに原下附金の償却を終へて、帝國質業所は全然獨立し、現在に於ては毎年その利益金の内から、現金資本を増額しつゝある有様である。

貸付利率は一割の一割となつて居る。一八九三年維納質業所の受入質品は八十六萬點を超へ、その貸付高は二百十萬弗に上つた。

和蘭 一八二六年以來、國家は質銀行(Banken van Leening)の設立を許すこととなつた。この質銀行といふのは、市町村の管理の下に置かれ、各市町村長が銀行頭取として、理事及び役員を任命するのである。

利率は、地方の事情と、擔保品目と、貸付期間に従つて、五朱乃至十五朱と定められて居る。

私營質業者に對しては、殆ど何等の束縛がない。法律は全然私營質業者を無視して居るので、彼等はその業務を全く勝手な條件で營むことが出来るのである。時として市營質銀行の發行した質札を購入して、そのかすりをとつたり、或は又質札を轉賣して利得をなすこともあるのである。

一八九五年に於けるアムステルダム質銀行の營業狀態は次の通である。

資本金總額	二九八、九〇八弗
借入資本	一九三、五六三弗
準備金	六、〇二八弗
其他信用	六、五八八弗
利息益	三、五二八弗
貸付額	九〇六、九一三弗
質入品數	七六一、二四六點

利

率

和蘭全國の總計は次の通である。

貸付額	二、二九四、九三七弗
質入品數	二、一二六、二四五點
平均貸付額	一弗〇八
受戻品額	二、二五六、二〇四弗
受戻品數	二、〇八八、五三一點
流質品額	六四、五四九弗
流質品數	六五、九二二點
現在貸付額	八五三、六一六弗

八 法人組織の制度

米國　米國に於ては、質屋業取締に就て、各州それぞれ法律を定めて居る。普通質屋業に就ては、特許を要するの主義を探り、その最高利率は、年二割四分より十二割の間に定められて居る。

公営質店といふのはまだない。しかし公営類似の方針に據つて質屋業を營む法人が、近時漸く發達して來た。就中最も勢力のあるのは、次に紹介せんとするモーリス案産業銀行系のものと紐育救濟貸付協會系のものであるが、その組織並びに成績は次節に譲り、こゝにはその前身たる二つの慈善的質店を紹介する。

その一はボストン擔保貸付會社(The Collateral Loan Company of Boston)である。これは一八五九年、拂込資本三十萬弗を以て創設された。その利率は最初月一朱五厘であつたが、後三朱にまで上り、現在では一朱二厘五毛にまで下つた。營業状態は次の通りである。

	一八六一年	一八九七年
貸付口座數	七、五九三口	五一、〇六五口
貸付額	一一六、五〇八弗	八一八、八一六弗
平均貸付額	二九弗八三	一五弗七三
一口平均利率	一弗八九	一弗二一一

その二は紐育聖バーソロミウ貸付協會(St. Bartholomew's Loan Association of New York)

である。

これはグリア博士(Dr. D. H. Greer)の盡力に依つて、聖バーソロミウ教區民の設立せしものである。資本金四〇、一七五弗、利率月一朱五厘。一八九六年の營業狀態は、貸付六九三口、貸付額一〇〇、七〇四弗、平均貸付額九六弗であつた。更に一九〇六年に至つて、收入一〇〇、七〇四弗、貸付九二三乃至九五五人、平均貸付額九一弗一二、總利益一〇、〇〇〇弗となつた。

この協會の活動に依つて紐育に於ける對貧民融通機關に對する輿論が急に勃興し、遂に第二節に述ぶべき紐育救濟貸付協會を起し、漸次その組織を完成するに至つたのである。

附 英國の私営質屋業

英國に於ては、市営質店に對する要求が、近來著しく増大したにも拘らず、未だこの方面的實施を見ない。蓋し民業に關する自由主義の傳統に基くものである。しかし質屋の中には、細民の窮迫に乗じて不當の利を收むものが續出したので、

一八七二年質屋營業取締規則 (Pawnbrokers' Act) を制定して、これを取締つて居る。

私營質屋は特許を要する。市町村の許可を受くる外、内國稅務官 (Inland Revenue Authorities) から、營業鑑札を受くることを要する。鑑札は年々七磅十志で效力の更新が出来るが、不正行爲詐欺行爲、贓品隠匿ありたるときは裁判に依り營業權を取消される。

手數料は十志以下に對しては半片、十志以上に對しては一片である。利率は十志未滿の貸付に對しては月半片、十志乃至四十志に對しては一片である。四十志以上に對しては、特別の制限があるが、その制限内に於て、兩當事者任意に條件を決定することになつて居る。

期限は一箇年と七日である。半磅以下の質物に就ては、流質品は質屋に所有権が移る。半磅以上の質物に就ては、必ず競賣に附することを要し、期限後も競賣前には受戻すことが出来る。質物競賣代金より元金を控除したる残額は、入質者の請求に依つて返還される。但し十二箇月前以内に、同一の入質者の流質物の處分に依つて損失を得たる場合には、その殘額を以て前不足分を相殺する。

質屋は火災及び過失に依る入質物の滅失と毀損とに就て責を負ふ。

第一節 紐育救濟貸付協會

(協會設立二十五年記念報告に依る)

本協會設立の二十五週年に當り、茲に創立者の所期本志と、その今日までの間に達成せられたる範圍とを回顧し、又一種の社會的機關及び金融上の施設としての現在の地位を評價し、且つはその歴史たるものから始まつて現在の發展有用の狀態に達したる來歴を略述して、以て本出資者諸氏の参考に供せんがために、茲にこれを公刊することは、蓋し時宜を得たるものと思はれる。

金融上の危機や産業上の不況の時機には、必ずや種々雜多の救濟案が生ずるものである。然るに不景氣の最中に思ひついたこれ等の案なるものは、出來上つたときには多くは時期已に遅くして、大した効果を擧げることが出來ない。假令見事な又實際上の價值の多い案であつても、その多くは一時的性質のものに過ぎない。從つて危機起る毎に新起案を必要としがくて輿論の後援を得んとする熱心

な努力が再び反復され、しかも效力發生の時期を失するといふやうな必然の結果が、相變らず繰返されるのである。救濟貸付協會も亦、危機の必要に因つて發生した案の一例であるが、しかも連續的にして永久的な奉仕のために組織されたものである。本協會は金融逼迫の直接の結果であつた。從つて次で起れる不景氣の期間に、その最大の效果を發揮したのは、素より論理上當然のことである。

一八九二年に於ける紐育市の窮迫せる事態は、慈善事業協會内に一特別委員會を發生せしめた。その任務は「動産を抵當として貧民に相當の率で金を貸す」べき施設の設立に就て勧告を爲すことにある。この勧告は一八九二年五月九日を以て行はれた。これは慈善事業協會の採擇するところとなり。これを實施するに就て一委員會の任命を見るに至つたがしかし何等急速なる進捗を見なかつたのである。一八八三年の恐慌に依つて生じた不況は、新たにこの問題に關して世の注意を喚起した。ジエームズ・スバイヤ氏は佛國及び獨逸のモンド・ビエテの施設に就き周到なる調査を行ひ、一八九四年三月の「慈善時報」にその報告を公表したのであるが、それは進んで今後採るべき方針を明かに指摘し、採用すべき行

政上的方法と經營上の方策に就ても、有益なる光明を齎したのである。市長の任命せし救濟委員會の議長セス・ロー氏の盡力に依つて、積極的手段の方針採用となり、その結果、法人に關する特別法の法律案は議會を通過し、一八九四年三月二十一日を以て本協會の開設を見るに至つた。

本協會の最初の役員は、會長ロバート・ダブリュー・ド・オレスト、會計ジエームズ・スバイヤ、幹事オットー・ティール・バナードの三氏であつた。その後この三人は各三箇年の任期を以て、相次いで會長の職に就いた。本協會創業の際の最初の基金は一〇〇,〇〇〇弗で、これに對する出資の大部分は、これ等三氏の手に依つて得られたものである。本協會は法人に關する特別法に依つて組織されたものであるが、右はロバート・ダブリュー・ド・オレスト氏の起草に係り、しかも氏はこの特別法實施に就て、主として盡力した人である。

最初の出資者の人名及び各人の出資額は左の通である。

George F. Baker	\$ 5,000	Otto T. Bannard	\$ 1,000
Robert W. de Forest	5,000	C. C. Beaman	1,000
William E. Dodge	5,000	August Belmont	1,000
H. C. Fahnestock	5,000	John Crosby Brown	1,000
J. S. Kennedy	5,000	W. Franklin Brush	1,000
Solomon Loeb	5,000	William Lamman Bull	1,000
Seth Low	5,000	William F. Cochran	1,000
William Martens	5,000	E. H. Harriman	1,000
J. Pierpont Morgan	5,000	J. J. Higginson	1,000
Oswald Ottendorfer	5,000	Frederic B. Jennings	1,000
Jacob H. Schiff	5,000	J. Mibauk	1,000
James Speyer	5,000	Max Nathan	1,000
Fred F. Thompson	5,000	Trenor L. Park	1,000
J. Kennedy Tod	5,000	Thomas F. Ryan	1,000
Cornelius Vanderbilt	5,000	A. D. Shepard	1,000
A. Wolf	5,000	Walter Stanton	500
John D. Grinnins	2,000	Gustave J. Wetzel	500
A. Iselin, Jr.	2,000		

最初の出資者は、その出資に對して利子の支拂を受けようと期待したのではな
ど。少くとも創業の際は確かにそうであつた。又かやうな期待の下に出資を勧

誘したものでもない。しかしながら創立者たちは、結局は定期に利子を拂ふこと
の出來るやうになることを希望して居た。蓋し利子を支拂はないでは、協會はそ
の貸出に要する基金に就て、多大の増加を期することは出來ないといふことを實
感して居たからである。

十五人より成る原評議員の中八名は在職中に死亡し、引續きその職に留つて居
るのは、バーナード・ド・オレスト、スバイヤ、デーヴィッド・エチ・グリア(この人は一九一
九年五月十九日に死亡した)の四氏である。ヴィー・エ・エリット・メーリー、モーテ
ィマ・エル・シフ及びバーリー・エーロツタフエラーの三氏は、今日まで引續き十五
箇年間勤務して居る。

創業の際は實際の質屋業者を傭つて支配人として居た。然るに十年にして協
會の業務の範圍とその問題の性質との發展に由り、茲に副會長兼現專務理事とし
て、更に手腕あり、且つ社會問題や金融問題に就て該博なる知識を有する人をして、
その經營を掌らしめることとなり、フランク・タッカー氏がその任に當つた。氏は
曩に「貧民境遇改善協會」の理事たりし人である。氏は専門的に訓練ある現業

業務の發展

者の一團を組織して、各々評價、金融、法律、會計及び人事の各部を受持たしめ、素養ある使用人より成る有能なる多數の職員を設け、茲に殆ど完全に近き業務統制の制度を設けたのである。氏の管理の下にて、本協會は着々その規模を擴張し、又その能率と鞏固とを加ふるに至つた。

創業の際は、三十六名の出資に依る十萬弗の資本で、「聯合慈善ビルディング」内の一室を「慈善事業協會」から無料で貸與せられたのであつたが、その協會が今日に於ては、その株券所有者九百四十二名に上り、一千三百萬弗に達する基金を擁し、大きな事務所十二を有するに至り、しかもその中十一は本協會自身の所有に係る建物の中に設けてあるのである。創業第一年の終には、その貸付數一四、二三四口、その金額二二九、〇〇〇弗に達した。一九一八年に行はれし貸付は四三一、三四五口、その金額二二、八六九、〇〇〇弗であつた。又一九一九年一月一日迄の貸付總口數は六、四八三、〇〇〇口で、その總金額は二二八、〇九九〇〇〇弗に上る。本協會の營業の發展は左表によつて明かである。

一九〇四年より一九一八年迄の間に、不動産及び建物の購入費として、剩餘金中から一、四六八、〇〇〇の金額を支出した。本協会の必要とする如き各種の事務上の便宜を充たすに足る建物を借り入れることは困難であつた。何故なら本協会は實質上、一面商業銀行として、他面安全預金會社として、兩者に必要な設備を兼備へなくてはならなかつたためである。そこで評議員會は終に收入剩餘金の内から協会自身の建物を建て又は買ふといふ方針を探るに至つたのである。この方針の結果として、九箇の建物を建て、二箇の建物を買ふことゝなつたが、これは賢明なる方針であつた。何となれば、業務の擴張に依つて、その事務所は市内各區の住民にとつて最寄りの場所に設けられることゝなり、地下室に保藏してある擔保品を有効に保管し、實務上の便宜を適當に講じ、且つ男女の顧客連のために不便のないしかも上品な集合所を供することがこの方針に依つて初めて可能となつたからである。

財政

協會の使用せる基金は、社債(一、四〇〇、〇〇〇弗)と出資株式(七、二〇〇、〇〇〇弗)とから成立つて居る。證券に對しては年四朱半の率で利子を拂ひ、出資株式に對し

ては六朱の率で利子を支拂つて居る。出資株式は五百弗、一千弗及び五千弗の額面に分たれて發行されて居る。出資に對する配當は、假令儲つた場合でも、一年六朱を超えてはならぬことに限定してある。又協會員は規約に基き會の財産を左右することは出來ない。評議員はその勤勞に對し何等の俸給又は報酬を受取ることは出來ぬ。本協會は嚴密に一箇の慈善的施設であつて、その評議員は、その便宜と認むる時期に於て、紐育市内に存する各慈善團體に對し、剩餘收入の中から應分の分配をなすの權利を與へられて居るのである。

貸付に對しては均一利率の利子を課する。利率は一箇月及びその端數に對し一朱と定め、半月分の利子を以て最低限度の利子と定められてある。この利率を質屋業者のそれと對照するに、彼等は法律上、百弗未滿に對しては最初の六箇月間は月三朱、その後は月二朱を課し、百弗以上は最初の六箇月間は月二朱、その後は一朱を課することを許されて居るのである。

協會の貸付は、殆ど有りと凡ゆる種類の有形動產に對し、それが價値あり、又餘り嵩ばつたり、傷み易いものでない限りこれを行ふ。貸付の大部分は寶石、懷中時計、

玉製品、皿及び衣類等を擔保として居る。

期限

各貸付は一年を期限とする。受戻又は書換に對しては、必ず三箇月間の猶豫を協會から與へる。借主は月賦の支拂に依り、又は擔保品の一部の受戻に依つて、何時にもその貸付額を減ずることが出来る。又これまでの利子を支拂へば、貸付は翌年一箇年分に更新することが出来る。

流質競賣

貸出不拂に對する擔保品は、毎月公競賣に依つて賣却する。借主は右の賣却に就ては前以て郵便で報告を受ける。かくして最後の瞬間に至るまで償還又は更新の機會が與へられることになつて居るのである。時日と場所とはこれを廣告する。各賣却品に就き詳記した目録を競賣關係者に分配して置き、擔保品は賣却日の二日前に展覽に供する。この方法に依つて、協會は大抵の場合には善い値に賣ることが出來、又堅實にして人氣のある競賣市場に發達することとなつた。かくして協會は廣い範圍の品物に對して高く貸す方針を繼續しても、相當の安全率を保つことが出来るやうになつた。

賣上高の中から元金と利子と賣却費用とを控除した剩餘金は、その通知書に返

營業狀態

事をしさへすれば、抵當を入れた人に返す。又本人が返すに及ばぬと言へばその指圖通に處分する。既往二十五年間に於て、抵當流れを賣却した金高は二二〇六

〇〇〇弗に達し、その中四五八・六八〇弗の剩餘金が借主の手に返された。

世人の本協會に對する信望は、設立以來着實に増進して行つた。年々の貸出金額の多いことでは、本協會は歐洲に於ける市營の貸付施設の最大のものたる巴里の「モン・ド・ビエテ」を瞠若たらしめて居る。本協會の貸付口座數は、合衆國に於ける最大の貯蓄銀行の當座勘定の口座數よりも多い。

平均貸付額は一八九四年に一六弗であつたのが、一九一八年には五三弗に増加した。しかし一九一八年の貸出の中の半分以上は二十弗以下、又その三分の一は三十弗以下であつた。本協會は本來最も救濟を要する人々に小額づゝでもなるべく廣く融通してやるのが主意であるから、この主意を守つて本協會は、異常なる金融逼迫の時代には最高貸付額を減じ、これに依つて一個人に對する多額の貸付のために資源を枯渇せしめることを防ぐことにした。目下貸出金額は最低一弗から最高五千弗の間にある。もしこのやうな大口の貸付がなかつたならば、本協

會は目下の利率で營業を行ふことは不可能であらう。何となれば、これまで幾度も言つたところの如く、貸付の大部分にあつては、その利子として還つて來るものでは、それに相當する營業費と資本費とを支辨するに足らないからである。

金融の逼迫は獨り産業の不景氣に伴ふのみではない。社會の總ての階級に屬する人々の間に絶えず又必然に存するところの情態である。下は疾病や失業の結果に依る一時的の家庭の緊急費に充てんがために、些かの有價物を擔保として金を借りるやうな貧乏人や、四、五弗の資本補充を要する小商人や請負人から、上は何かの金融上の債務を果さんがために、家族の寶石を擔保に入れる財產家に至るまで、皆然らざるはない。借入の範圍はその廣さに於て社會それ自體と同じである。そして金を借りたる理由の中には、現代大都市の複雑なる社會生活に伴ふ種々雜多の紛亂困難危急機會等が含まれて居るのである。人生の總ての方面にある人々にとつて小口貸付協會の行ふ業務は、一時の困難を遁るゝに就て有力にして簡易なる手段である。しかもこの業務は多數の人々にとつて、乞食になるのを防ぐべき、公共の財布に由る保険ともなるのである。

本協會の目的は、自尊心を傷くることなくして、人々の自立することを援助し、困つて居る人々をして、相當の條件と相當の利子を以て、動産を擔保として金を借りることを得せしめんとするに在つた。本協會は私營の質屋を驅除することにならないことを心懸けると共に、本協會が競争と模範に依つて、彼等が高い利子を減じ、從來の不都合なる營業振りを止めるやうにせしめんとするのである。本協會は金貸業といへば、何時でも聯想されるところの、この商賣に從事する人々の人格と行動とが、公衆の念頭から離れるやうに努力したのである。

本協會が營業を始めたことが原因となつて、紐育市中の質屋業者の利率も實質上の減少を見るに至り、彼等の營業方法も著しく改良せらるゝに至つた。本協會は借入人に對して、その有する法律上の權利を教へてやつた。そして擔保品の賣却に依つて生ずる剩餘金は、法律上當然彼等借入人に歸すべきものであることを、彼等に於て要求するに至らしめた。本協會の實例は全國各地に多くの救濟貸付協會を起した。又多くの健全なる法令の實施となり、そして從來この金貸業といふ必要な商賣が、久しく世間から蒙つて居た憎惡と非難とを大部分取除くことが

中歐列強との戦争が勃發した時、本協會は貸付口座二八七〇〇〇その金額は九五〇〇、〇〇〇弗を超えて居た。それより一年後一九一五年八月は、所謂「戦時景氣」の浪は未だ寄せて來ず、又その結果たる貨銀値上も起らざる前であつて、恰も大戦の結果たる産業不景氣の時期が合衆國に於てその頂上に達した時である。その月に協會の貸付口座數は三二八、〇〇〇、その金額は一〇、六〇〇、〇〇〇弗に達した。この危急の秋、吾國史上の最大危機に當つて、本協會は一種の救濟機關としての能率を發揮したのである。

初め慈善事業上の試みとして始まつた本協會は、終に小口貸出銀行中の最大な

るものとなつた。社會的價値の大なる一機關にして、金融上の健全なる一施設となつた。自耳義及び獨逸のモン・ド・ビエテの施設と同じく、その剩餘金收入は、事業の擴張に使用せられたのである。又收入剩餘金は、使用人の年金の保證として、又協會の財産の基礎を危くすることあるべき各種の不慮の災害に對する保險として、役立つたのである。その出資株式は、個人又は團體にとりての健全にして理想的なる投資物として、一般に廣く認めらるゝに至つた。本協會の評議員等は、本協會がその發達と便益との頂點に達すべきは、まだまだこれからのことであると信するものである。

第三節 モーリス案産業銀行

(アメリカン・ガチン一九二一年三月號所載
マール・クローヴェル氏の記事に依る)

今より十一年前、秋も末の方、或る日の午後に、ヴァージニヤのノーフォークに居る銀行業者が集つて、信用貸といふ相變らずの問題を論じて居た。話の最中に一

人の若い辯護士が一座に加はつた。この新客は暫くの間熱心に話を聞いて居たが急にかう言つて話を遮つた。

「しかし諸君は要點を外れて居る。職工も會社員も小商人も、製造業者や大實業家達と同様に金を借りる必要に迫られて居る。」

一人の銀行家はこれに答へて言つた。

「モーリス君、君もよく御承知でせうが、そんなこざこざした貸出は、五月蠅くて逆もやつて居られません。吾々銀行業者にとつては、そんな人たちに見所が無いのです。」

「無いことはないでせう。まア一寸考へて御覽なさい。困つても金を借りる所が無いといふものが、米國の人民の四分の三からあります。彼等は高利貸に借りに行くか、友達から助けて、も貰ふより外はないのです。諸君は一體考へて見たことがありますか。小さい店主達は、諸君同業者が百弗乃至五千弗の貸出を面倒くさがるばかりに、商賣擴張の機會も逸し、現金で品物を買入れることも出來ないのですよ。諸君は……」

「だつて商賣は商賣です。そつちの方から考へて見なさい。そんな人たちには擔保がない。」と又別の銀行家がやり返した。

「擔保ですつて、正直で勉強する普通の公民こそ、世にも最上の擔保を持てる者であります。」と例の辯護士が大きな聲で言つた。

「それは何の擔保ですか。」

「その人物プラス所得能力のことです。この擔保で金を貸すことを喜ぶ人は、諸君銀行業者の中一人もなくなつても、私は喜んで貸します。」

この會話があつてから程經ぬ間に、アーサー・ジエイ・モーリスの理想は成育して、全國に亘る一大銀行組織を現出した。モーリス案銀行が初めて二人の雇員でノーフォークの市民にその門戸を開放したのは、今より十年前であつた。今日に於ては、東西兩洋の海岸に跨り、三十八州の各地にモーリス案銀行として榮えて居るもののが、百四を以て算ふるに至つた。而してこの文章が印刷となつて現はれるまでは、この上に尙五つ六つ加はるかも知れない。かく初めは微ミたるものであつたが、一九二〇年の正月迄にこの銀行は一七〇,〇〇〇,〇〇〇弗以上を貸出した。

一九一九年中だけでもこの銀行の營業高は五五、〇〇〇、〇〇〇弗小強、一九二〇年の總額は七〇、〇〇〇、〇〇〇弗小強であつた。そして借入人の數は約三五〇、〇〇〇名であつた。一體このやうなことは、殆どレコード破りであつて、昔から創業者の考へた思つきがこれ程長足の進歩を遂げたのは、他にその例がないのである。

今日十箇年の間に、一百萬に餘る多數の借入人が、この銀行から融通して貰ふことが出來た——割引は六朱で、外に調査手數料が少し要る位のものであつた。——この融通に依つて、健康や繁昌や、安心を與へたことは幾度か知れない。時には生命までも。

徒手空拳、終に米國に於ける産業銀行事業のために難關を開いて、草分の勞をとつたこの人は、今日漸く四十一歳の男子である。彼は北カロライナのターボロに生れた。ヴァージニヤのノーウォークで小中學を修了した後、彼は進んでヴァージニヤ大學に入つて、一八九九年に其のカレヂ課程を修了し、一九〇一年には其の法科大學を修了した。それより數箇月後、彼はノーウォークに辯護士事務所を開いたのである。

モーリスの母方の先祖は、代々長く辯護士をして居た。又その父方はこれも長く商人や銀行業者をして居た。父も母も雙方ともモーリスにその父祖の業を繼がせたがつた。モーリスは妥協して銀行法を専門に修めた。

カレヂの夏期休暇の間に、若きモーリスはノーウォークの種々の銀行に飛込んで、その實際を見習つた。そして走り使ひの仕事から始めて、帳簿の取扱もやれば、現金係の椅子にも坐り、これ等の銀行に於けるいろんな小さな仕事に至るまで、殆ど漏れなく研究した。

モーリスは抜群の成績を以て大學を卒へ、辯護士となつても初めから成功であつた。かくして間もなく若干の銀行の法律顧問となつたのである。彼が後日その一生を捧げて解決せんとするに至つた問題は、この顧問勤務中に逢着したる問題であつた。

よくこんなことがあつた。町を歩いて居ると労働者とか安月給取とか商人とか、彼を呼びとめて不平だらだら金融に困る話をする。

「モーリスさん内の家内は手術しなくてはならぬと醫者が申されますので、五百

弗借りなくちやならないんですが、銀行ぢや耳もかしてくれません。貴君は銀行のお心易い方ですが一つ貸してくれるやうにお骨折は願はれませんでせうか。」と話は先づかう言つたやうなことなのである。

そんな時には、モーリスは必ず銀行にこの相談をもちかけてやつた。ところが残念ながら何時も刎ねつけられるのが常であつた。銀行では小さい貸出は五月蠅がつた。そんなことをするのは銀行業の「傳統」に反するといふのである。久しう間我が銀行業辯護士は、この問題に就て頭をひねつた。そして終にかういふ結論に達した。公民の大多數が困つた時に金を借りようとするのを拒絶するやうな國は、その銀行制度に弱點があるのであると。そこでモーリスは各國の銀行法、銀行の特許法や附則、それから金融に關する最も權威ある著書に就き、詳細に亘る専門の研究をやり出した。

彼は餘りこの研究に没頭したがために、實務の方がお留守になる位であつた。辯護依頼人が事務所にモーリスを訪ねて行くと「不在」といふのでその自宅に行つて見ると、モーリスは、銀行法や統計書に首を突込んで、書記に口述を筆記さ

せて居るといふやうなことが一度ならずあつた。

終にモーリスはその創立せんとする新式の銀行業に關する根本原理を編出した。この原理をざつと一つ書にし見ると、次の三項になる。

- 一 人物プラス所得能力は信用の妥當なる基礎である。
- 二 この信用に基いてなされた貸付金に就ては、借入人の所得能力に應じた相當の長さの期間に亘つて償却するといふ特權を與へなければならぬ。
- 三 かくして借りたる金は、常に何か重要且つ有用なる用途に向けるものでなければならぬ。

普通の銀行貸付は九十日期限であつた。モーリスは自分の新式の銀行が愈々實現された暁には全ての借入人に於て一箇年間の期間に亘つて月賦又は週賦を拂はせ、これに依つて償却基金を作らねばならぬ、そしてこの基金中から貸付けただけは確實に返へるやうにしなくてはならぬと決心した。これは米國の賃銀労働者が週拂又は月拂で支給を受けて居るといふ事實に根據した考であつた。貸付金の用途は何か重要な必要に仕向くべきものではなくてならぬとは、彼

の所感であつた。例へば病氣の時の費用を辨するとか、借金が積つてどうしても返さなくてはならぬのを完済するとか、又は家具を買ひ、家庭を持ち、その他買つて置けば節約になりさうなものを買ふとかいふ如きである。

「借入人が金を返すときには、節約の必要を悟り、財政上の獨立を志すやうになるにあらざれば、金を貸出すのは無駄である」といふのが彼の信條であつた。

彼は決心した。彼はこの新しい事業には少しも慈善的要素を加へてはならぬ、この事業は借主にも利得になるやうな利率で貸付をする、純然たる商賣組織にしなくてはならぬと。

終にモーリスはその計畫を試験して見るばかりの準備が出来た。彼は漸くにしてノーフォークの重だつた實業家の多數に説いて、自分の理想は少くも試験をして見る甲斐はあるものだといふことを巧く納得させた。そして愈々二萬弗の資本でこの新銀行を開く手筈が出来た。モーリスは自らその半額を出した。そして損がいつたら自分が引受けといふことを仲間の者に約束した。

かくて基礎は出來た。モーリスは彼の知友たる全國市町村委員の一人に書面

を以て銀行設立の認可を請うた。返事には左の如く書いてあつた。

「アーサー君、君の混血雜式の銀行の設立認可願は十分考察して見た。有體に言ふが私にはその正體が解らない。貯蓄銀行でもなければ州立又は國立の銀行でもなく、又慈善事業でもない。遂に今まで聞いたこともないものである。しかしその主義は穩健であり、目的は立派なやうである。しかし私が認可を與へようとして居る理由は、私が君を信ずるからである。」

かくして一九一〇年に「ファイデリティ・セーヴィングス・アンド・トラスト・コムバニー・オーノーフォーク」（ノーフォーク忠信貯蓄信託會社）といふものが初めて開業した。

社員とは殆ど一人も居なかつた。事務所は貸事務所式の建物の六階にある二つの小さい室の一部であつた。創立勿々にはモーリスその他の支配人は、貸付に對する申込を一旦自分で捌いて行くのを毎日の仕事として居た。五六人の實務家が夜中に會議を開いて、ジョン・スマスといふ大工が幾らかの急な借金を拂ふのに五百弗要るが、これにその金を貸付けたが好いかどうかといふやうな餘所では

まだ聞いたこともない評議をすることも屢々であった。

この新式の人物信用の銀行制度の評判は、忽ちの間に廣まつた。そして申込者は益々殖えて來た。この冒險事業は初めは唯商賣的施設にするつもりにすぎなかつたが、廳て人道主義といふ驚くべき副産物があるといふことが明かになつた。その第一の兆候は、市中の高利貸共から激しい苦情が出たことである。今まで甘じて彼等の食ひものになつて居た貧しい人達は、今やモーリスの銀行に集つて來つゝあつたからである。

この銀行が開業してから數箇月のこと、或る一人の支配人がモーリスのところに一人の女を寄越した。これは市内の小學校の教員であつた。この女には憐れな身の上話があつた。これより四年前に、彼女の母と姉妹とが病氣に罹つたときの拂が滞つて居たのを拂ふため、金貸から二百弗の借金をした。その二百弗を借りてから一年後に、女は金貸のところに行つて復た百弗借りた。これは母の葬式費用を拂ふためであつた。

四年の間女は何一つ贅澤もせず、生活費さへも節約して僅かの月給の内から搾

り出せるだけは一仙でも皆金貸の方に注込んだ。元金は總計僅か三百弗であつたにも拘らず、彼女の今までに拂つた金高は四百五十弗になつて居た。しかも金貸の帳簿には、この女の負債額はまだ七百弗あるとついて居たのである。どうしてかういふ恐しい高になるかといふと、金貸は毎月二朱乃至五朱の復利を課して居るのであるが、女が返済する毎に、金貸は古い方の勘定を〆括つて、新しい口を開いた。これに對し女はその都度手數料を別に取られたのである。女は終に神經過勞のために倒れた。そして今日まで十一箇月の間學校も休んで居る。その間かつかつ食つて行くだけでも、諸拂は嵩んで、今は絶望の淵に陥つて居たのである。かゝるぶつたりの話を聞いて、モーリスは奮然としてその高利貸をとつちめてやつた。その結果高利貸はあと百五十弗で帳消にしようと承諾した。それからモーリスは女が掛けで物を買つた人達に事情を語つたところが、それでは拂つてくれるまで待ちませうと快諾してくれた。

そこで出來立てのこの銀行は高利貸の勘定を皆済し、その他の最も急を要する返済だけをするのに差當り必要な金額を、この女教員に貸した。女教員は希望が

出來たので氣が引立つて、再び仕事を始め出した。かくして第一回の貸付に對する拂を済ませた後、第二回の貸付を仰ぎ、それで他の全ての債權者に支拂を了つた。そして二年後にはすつかり借金から抜けた。

設立の初年にはこの忠信貯蓄信託會社(今日は「モーリス・プラン・バンク・オブ・ノーフォーク」と稱して居る)は一口百四十弗平均で、都合四五・四〇〇弗の貸出をした。第二年目の末には既に一三〇〇〇〇弗以上を貸付け、剩餘金を積立てた上、初めて六朱の配當を支拂つた。その後二年にしてその資本金は二倍になつた。新株の發行は、別に世間へ賣出すにも及ばず、一株百五十弗の割で、直ちに滿株となつた。モーリスは、ノーフォークで初めに彼に協力した若干の人々、及びその後彼に協力した或る人々こそ、まことにモーリス案の創設者であつて、この案の偉大なる發達はこれ等の人々のお蔭であるといふことを、機會ある毎に必ず言つた。

「ノーフォークの Fergus Reid, Raymond Du Puy, Harry Campbell, J. H. Cofer 等、紐育の Charles H. Sabin, Coleman du Pont, 故 Willard Straight, John Markle, Herbert L. Satterlee, Henry R. Towne Arthur Hagen — これらの人々がなかつたならば、何事もなすことは出來なかつたであらう。

モーリスはその新制度の發達に従つて、人物プラス所得能力こそは、第一等の擔保であるといふ信念を固守した。しかし今日の現情に處して行くためには、一定の細目の實行案を立て、これを實行して行く必要があつた。その一つは、借入人は借用證書に二人の連帶保證人を要す、即ち返済を保證する友人二名が必要であるといふことであつた。

唯一つの條件といふのは、この二人の連帶保證人は、借入人とは熟知の間柄でなくてはならぬといふのがそれである。連帶者は財力の必要はないが、人物が確かで、健實な所得能力がなくてはならぬのであつた。

連帶者に裏書をさせることにしたために、借入人の人物に關して證明を求めて歩く時間や費用を節約することができた。専門的に言へば、連帶保證人は借主が返済を怠る場合には、借入金辨済の責任を有するものである。しかし銀行業の實地の研究者としてのモーリスは、もし全部の連帶者の二バーセント以上に對して辨済方を請求せねばならぬやうなことでは、自分の銀行は全部失敗であらうと信

じて居た。而して事實辨濟方を請求した連帶保證人の數は、偶然にも殆ど無に等しき數であつた。

ノーフォーク銀行が開かれてから一年後に至り、モーリスは今こそ事業を擴張すべきときであると決心した。全國各地から舞込んで来る手紙のうちには、報告材料を得ないと望むもあり又直ちに同様の銀行の設立を乞ふものもあつた。そこでモーリスは直ちにアトランタに赴き、この地が開拓に適するかどうかを調べた。

「この地方では誰に會つて見たら宜からうか」と、モーリスは舊友のホーリンエヌ・ランドルフに訊いた。

「それはウッズ・ホワイト氏がよい。ホワイト氏は二十年以來高利貸と惡戰苦闘をして居る人である。このアトランタ地方の勞働者共は、妙に高利貸から急所を押へられて居るんだ。君が逢つてくれるといふなら、ホワイト氏は雙手を開いて歓迎するだらう」とはランドルフの答であつた。

その日は忙しくて未だ中食もする暇がなかつたが、モーリスは晩方近く、ホワイ

ト氏の事務所にやつて行つて、ノーフォークの銀行の實行して居る案を提示した。ホワイト氏は半身を乗り出して、椅子の腕木をぎゅつと握りしめ、眼を光らして聴き入つた。話が済むとホワイト氏は椅子を後ろへ押しやり、戸口に行つて鍵を下し、再び卓子に戻つて來た。

「あゝ。ほんとに何年間といふもの、何かこのやうなことを待つて居たのです。さあどうかも一度詳しく話して下さい」と彼は言つた。

モーリスがその話を二度目にやり出して、ホワイトの質問に一々答を始めたのは八時近くであつた。彼は腹が空いて目が眩みさうであつた。

「これからホテルへ行つて食事をして來ます」と言ふと、ホワイト氏は言つた。

「一寸待つて下さい。家のものに電話をかけて、家で食事をしないことを言つて置きませう。それから御一緒に出かけませう。」

二人が食事と對談を仕舞つた時には十時半になつた。モーリスは疲れきつて了つた。

「一緒にお部屋までお伴しませう」とホワイト氏は乞うた。

彼はモーリスが床に入るまで待つて居たが、この時枕邊に椅子を引すり寄せて、「今のお話を一伍仔什漏れなく合點の行くまでお聞きしたいのです。もう一度詳しくお話を下さい」と言つた。

世にも珍しいこの對談から生れたのが、アトランタ貸付貯蓄會社であつた。この會社は一九一一年六月に開設されて、初めは資本金五〇,〇〇〇弗であつたが、纏て七五,〇〇〇弗に増資した。ホワイト氏がその會社の社長であつた。開業して最初の一箇年間に、アトランタ銀行は一、一五五口の貸付を爲し、その金額は一四九,〇五七弗に達した。この貸付金は事實に於て一の例外も無く皆高利貸と手を切るために用ひられたのであつた。高利貸は從來一箇月に五朱乃至二割五分の利子を取つて居たのである。

アトランタの成功に鑑み、ボルチモアの重立つた人々も、亦新式の銀行に就て調査をした。そして一九一二年二月に相互貸付會社（今日はモーリス・ブラン・コムバニー・オブ・ボルティモアと稱して居る）が組織された。これに次てこの例に倣つたのは、華盛頓、ダージニヤ州リチモンド及びミズーリ州聖路易等の諸市である。

その後の
發達

銀行事業が發達しかけると、間もなくモーリスは辯護士を廢業した。纏て銀行組織が大きくなり、今までの儘では有効なる連絡を計ることが出来なくなつた。これがために一九一四年に至り七,〇〇〇,〇〇〇弗の公稱資金を以て、「インダストリアル・ファイナンス・コーポレーション」（産業金融協會）といふものが設立された。この時モーリスと提携した數十名の名士の中には今の産業金融協會會長デニールマン・ディエニ・ポン氏、今の紐育保證信託會社社長チャールズ・エチ・セーピン氏及び現今獨力の無煙炭事業者として米國の第一人者たるジョン・マーケル氏があつた。各種の銀行の株を一等多く有つて居るのは、今日ではこの協會である。しかしこれ等各種の銀行は主としてその所在地の市民に依つて支配されて居るものである。この協會の結合する諸銀行の總資力は、十箇年間に二〇,〇〇〇弗より約五五,〇〇〇,〇〇〇弗に増加した。

ノーフォーク銀行が開業した日から約五年後に至つて、モーリス案銀行——今はこの名で呼ばれて居る——は、紐育市に侵入して來た。一九一四年の初め、丁度モーリスがこの大都市の方々に切込まうと計畫した時、全國の金融組織はピュジ

ヨー聯合議會委員の金融信託調査のために多少動搖を來したのであつた。紐育案が出來上つたと同時に、モーリスの後援者たりし金融家の或る者は、先づ紐育州の銀行法規を一變するの得策なるべきを決定した。この時既に金貸業者は猛烈なる攻撃の準備を整へて居た。モーリスは右の決定のことを聞いて言つた、「宜しいやりませう。」

「しかし今期の州會には駄目です。州會は十日後には閉會します。遅滞にこんな案を通過させることは難かしいでせう。次期まで待つ外ありません」と言ふ者があつた。

「そんなことがあるものか」とモーリスは叫んだ。

この年少首領が第一に採つた手段は、紐育銀行業總監督たるジョージ・ヴァン・テユイル氏の承認を得ることであつた。それからオーバニ（議會所在地）へと志した。その時アルフレッド・イー・スマス及び上院議員ワグナー兩氏の添書を携へて行つた。スマス氏は一九一八年より一九二〇年に至る迄の州知事であつて、當時議會の議長をして居た。又ワグナー氏は上院の多數派たる民主黨の首領であつた。

これ等の人々の骨折りでモーリスの理想は紐育州の法律となつた。それは州會の終らうとする咄嗟の間のことであつた。この時モーリスは眠食の缺乏により、疲勞しきつて病院に送らるゝ身となつて居た。病院に來たのでモーリスは漸く三日目に初めて寝床に眠ることが出來たのであつた。

一九一四年十二月三十一日を以て、紐育モーリス案會社はウイリアム街五十二番の第六階に開業した。これは今の産業金融協會の事務所のある處である。

モーリス案は五百萬の人口を有する市では失敗であらうと、モーリスに言つた者があつた。人の行徧が解らなくなり易いからと言ふのである。

開業のことは別に前觸も廣告もしなかつたが、開業當日に事務所を廻つて來た賃銀労働者が百八十三名もあつた。翌日イースト・サイドの或る新聞にその記事が載つたところが、これを見て雪崩の如く人が押かけて來た。その中には小商人もあり、車を押して賣り歩く行商人もあり、菓子行商人もあつた。これ等の者共は、何れも銘々の仕事を擴張するために、又野菜を作る農夫から現金で直接に野菜を買ふために、金を借りたいと思ふ人達もあつた。

多數の殺到のため、銀行の使用人は一寸息つく暇を得たいと思つて、各自に申込用紙を渡し、借りたいと思ふものは來週今一度來てくれるやうに申渡した。大抵の者は知人やら親戚やらを伴れてやつて來た。銀行は軒て新しい場所に引越し、又支店をも開くことゝなつた。

一九一九年十二月三十一日に至る五箇年間に於て、紐育モーリス案會社は、一三六、〇〇三名に對し、二〇、四八四、四四六弗の貸出を爲した。賃銀労働者、月給取、及び小規模の商人や自由職業者等に對し、一九一九年の一箇年間だけに貸出した金が七、二五二、六三八弗に達した。本年一箇年間に於ては、それが増加して一箇月當り約一、〇〇〇、〇〇〇弗に達して居る。

保険及び
小賣引受
モーリス案保険會社及びモーリス案小賣引受所は、本來のモーリス案の擴張である。

保険會社の目的は、連帶者及び借入人の遺族が、借入人死亡に基く損失を保險することにある。小賣引受所制度は、目下驚くべき長足の進歩を爲しつゝあるもので、小賣購買の上に一新紀元を開いたものである。その遣り方の詳しい點は餘り

込入つて居るからこゝには略するが、今までの如く、一割二割甚しきは三割の割増金を支拂ふことなく、しかも現金買に近い値段で掛買を爲すことを得せしめるといふ案である。モーリス案銀行は商人に現金を渡す。買手は一箇年の間にこの金額を銀行に償還する。但し世間普通の六朱の割引になつて居る。この制度は、家具や勞力節約の諸道具や、自動車や、電氣裝置や、その他類似の便宜品の購入に適用するために考案されたものである。

今日、モーリス案に從つて普通金を借りる人の目的は、種々雑多である。その中には、病院の手術を受けるもの、歯醫者にかかるもの、衣類や家具の目的のもの、石炭を買入れるもの、擔保を受戻したいといふものもある。

殆ど何れの口を見ても、人間味のない貸付はない。母の葬式費用を支拂ふために、モーリス案銀行から百弗を借りた紹介の電話交換手が居る。この少女の話に類した例は、他に幾百あるか解らぬ。

銀行から金を渡したとき、この交換手はかう言つた。「瓦斯自殺をしないで此處に来てほんとによかつたと思ひます。實は高利貸が何箇月前から私をつけねら

或る駢夫
の話

つて居ました。もし銀行で私の願を聞届けて下さらなければ、私は自殺して了つたかも知れません」と。

一夜モーリスはヴァージニヤのケーブ・チャールズの停車場で、紐育行の汽車を待つてプラットフォームに立つて居た時、その鐵道の驛夫の一人が傍に来て、「これ迄度々お顔は見て居ますが、つい今日まで何方だか知らずに居ました。貴方がモーリス先生だと知つて、私は二つのお禮を申したいことがあります。一つは私の妻子の生命を助けて下さつたこと、一つは無一文から千弗を蓄める方法を私に教へて下さつたことです」と言つた。

モーリスが私に話したことがある。「何時も非常に私の感動する話がある。華盛頓の或る歯科醫學生の話であるが、この人の父と姉妹の夫が亡くなつた時、後に方々の借金が残つて居た上にこの兩家の家族の者は、主としてこの人が養つて行かねばならなくなつた。彼は華盛頓に在る私共の銀行から金を借りようと決心した。そしてその償却をするために學校も止めて了はうと考へた。

「銀行の支配人は直ぐにこの學生に見込をつけた。青年の債務額が全體で一千

或る歯科
の話

弗であることを知つて、彼は青年に五百弗を貸すことを承認した。そして一週十弗の率で拂戻してよいと言つた。

「その時支配人は『晩の仕事を何か探しなさい。さうすれば晝間勉強が續けて行かれます。残りの債務には私が待つやうに說いて置きます』と言つた。

『話はさうと極つた。そしてその年の末に學生は借金を返すと共に卒業證書を受取つた。それから前と同額の第二回目の貸付を請ひ、これを以て残りの債權者に拂つて了つた。かくて一箇年間有名な歯醫者の處で見習をした後、彼は自分で開業したいと決心した。これがために第三回目のモーリス案貸付を請ひ、一千五百弗を借りて終に開業するに至つた。

「これは五年前の話である。今日ではこの青年は一年に一万二千弗乃至一万五千弗の收入がある。そして弟は大學に通はせ、姉の子には教育を授け、モーリス案の貯金通帳には、規則正しく拂込んで行きつゝある。

「今一つ全く違ふ方面の話がある。これは南部の或る身分の小さい商人の身上話である。彼は三階建の家を所有して居て、一二階は自分で住み、三階を貸して居

或る南部
の話

た。三階の家賃は僅かであり且つ拂ひが不規則であつた。といふのは、出入に階段を二つも上り下りしなければならなかつたためである。それでエレベーターを据付けたならば、ずつと有利になるだらうとこの商人は考へた。

エレベーターは二千七百弗すると聞いて、商人はこの金を自分の取引銀行から借りようと相談してみたが、はねつけられた。そこで私共の銀行に來た。そして入用の額を受取つた。二年目に彼はその借金を拂つて了つた。そして自分の商賣は以前の二倍になり、三階は高い値で貸すことが出来るやうになつた。この貸付金に力を得、彼はその後一大デイベートメント・ストアの持主になつたのである。

「模範的の例といふのは、或る鐵道に勤務中隻脚を失つた人の話である。彼は私の友人に頼んで、その鐵道會社に對する年金請求書を書いて貰はうとした。その時私の友人は

『何故年金などを貰つて隠居しようとするのか。君は割合に若いのに』と言つた。

『しかし私に何が出来ませう』と、その不具の人人が言つた。

『鐵道會社に頼んで、何處か鐵道の沿線に果物店の屋臺を出させて貰ふが好い。私が店に出す物の仕入に加勢して上げよう。』

『かくてこれに對する貸付の話が私共の銀行の一つで決まつた。今日その人は新聞や砂糖、菓子や果物の屋臺をこの鐵道全線の各驛に出し、金持になりつゝある。そこで私はモーリスに向つて、

『あなたの借手は皆な賃銀労働者と安月給取だけですか』と訊いた。

『大抵はさうですが、全部ではありません。今に覺えて居るが、一人の如きは或る商業銀行の頭取であつた。彼の一年分の俸給は七千五百弗であつたが、多勢の家族を養ひ、社會的の體面を維持するに必要な暮しをして行くのに、辛うじて足りる位であつた。

『あまり働いて身體をこはしたので、彼は終に外遊を決心した。これは一寸氣を抜いて目先が變れば、健康も早く恢復するかと考へたからであつた。然るに彼はこの外遊に必要な金の持合せがなかつたばかりでなく、地位が地位だから自分の銀行からも、又競爭仇の銀行からも借りるのが厭だといふのであつた。この時私

達の銀行で用達てた。彼は健康の人となつて歸朝して來た。

「金を借りに來る者の中には滑稽なものもある。私共の銀行の一つが最近に報告して來たのによると、一人の黒奴がイースター祭に着る衣裳が一揃ひ要るからといふので、それを買ふために、五十弗の金を借りに來た。良く考へて見た上で、銀行はかういふ決定をした。それは黒奴が羊飼が着るやうな羅紗の服を着、これに似合ふ帽子を被つて見たところが、別に社會の足しにもならず、隨つて負債償却の保證にもならぬといふのであつた。

未決監か
たら救出か
た話
「又借りに來るものゝ内には、本當に劇的の興味を唆るものがある。忘れもせぬ話だが、多勢の家族を養つて居る人が、人殺しのあつた場所に居合せたために殺人罪に問はれて——尤も後に至つて間違ひであつたことが解つたが——國立の未決監に送られた。そこで一家を扶持する責任は、當時未婚の娘一人と、七歳になる息子の雙肩にかゝつて來た。二人とも父の無罪は堅く信じて居た。

「娘はこの事件が正當な方法を以て知事の前に提出されたらば、必ず寛をそぐことが出来るものと信じて居た。娘は一案を計畫したが、それに三百弗の費用

が要る。この金は一千頁の口供書を謄寫させる費用や、豫審判事や陪審員の調書を取揃へることや、その他何やかやに要るのであつた。私達の銀行はこの娘にその金を貸した。そして父は自由の身となつたのである。

「無罪の人を監獄から救出すに就て、間接ながらも何かの助力を與へるといふことは、一種の感激を伴ふものである。しかし私には、多くの人々を心勞と貧困と負債とから救出すことが出來た時には、これに千倍した満足を得るのである。」

「一體貴方が安心して普通の賃銀労働者に貸し得る金額は何ほどですか」と私が尋ねた。

「それは人次第です。その人の過去の行跡と、現在の仕事の種類と、住んで居る場所とに依ります。大體に於てはその人の賃銀又は俸給の一年分の約十分の一ならば貸しても安心です。その市が小さければ小さいだけ、この歩合は増加しても安心です。生活費が安い上に、餘計に費ひ過ぎる誘惑も少ないのであります。」

「第一安心なのは、自分の力でやつて行ける仕事を見出した人、又それをやるのに、相當の満足を感じて居る人、そして一定の收入のある人です。この種類の人々に

屬するのは、市の使用人、店員、會社員その他總て毎月末には幾許の金が這入るとかいふことが、自分でちやんと解つて居る人々です。

「これとは正反對で、一定の收入で働くことを厭がる男女がある。全くコムミツシヨン本位で働く人々や、又は何か他の利益分配方法に基いて働く人々である。尤も吾々の銀行にも澤山かういふ人々が善い得意になつては居るが、これは全體として餘り安全な得意ではない。御承知の如くかういふ人々に限つて、大抵は過去の業績を基礎とせず、寧ろ將來の仕事の見込を基礎として、幾ら幾ら借りたいなど、言ふのが多い。」

「どうして貴下は人の人物を判じますか。」

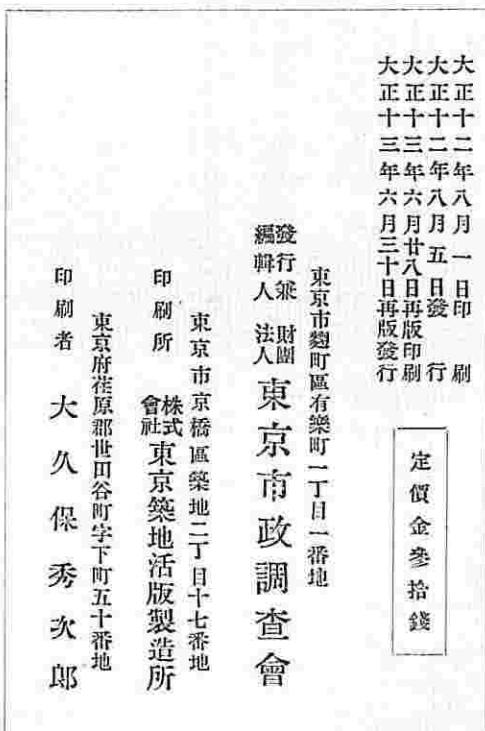
「腹藏のなさうな顔つき質問に對する打明けた返答、物の解りの速いこと、及び返事ができぱきして居ることは、人物のみならず手腕をも示すのであります。」

「一體吾々の見地から言へば、人が金を貸してくれと申込んだのを承諾するには、二つのことを考へなくてはならぬ。一には人物、二には能力です。能力のことはその人の雇傭に關するこれまでの記録と、その地位職務を確かり守つて居たかど

うかといふこと、その進歩の遲速とに依つて大體解ります。」

「大抵の人は果して正直ですか。」

「十中の八九は正直です。大抵の人は自己の能力にぴつたりと相當した條件ならば、必ずその負債を償却するものです。所謂「不正直」なるものは、故意から起ることはない。自分の負ひ切れぬ以上のことを行つけるから起ることが多いやうです。吾々の貸出額全部の中で、貸し倒れになつたのは、千分の一以下です。これは信用の正當の基礎は人物プラス所得能力にありといふ吾々の信仰を、裏書するものであります。」(完)



OHZ

169